

## Q&A(柏崎市バス旅行商品造成支援事業助成金)

質問	回答
<b>ツアー行程に係る助成金について</b>	
Q1 必須要件が「柏崎市内の観光スポット(体験等含む)を2か所以上利用。うち、1か所以上は有料施設、有料の見学又は体験等を伴うもの」となっていますが、対象施設はどこですか。	「かしわざき四季満喫の旅フリーレット」を御参照ください。
Q2 ギおん柏崎まつりやえんま市などのイベントは、有料の見学又は体験等に含まれますか。	含まれません。「かしわざき四季満喫の旅フリーレット」を御参照ください。また、ギおん柏崎まつり海の大火火大会(7月26日開催)(以下、「花火大会」という。)は、加算要件の対象外となります。
Q3 助成金額がツアーの実費額より上回った場合、助成金額は全額支給されますか。	有料施設、有料の見学又は体験等に要した費用と市内飲食店及び市内宿泊施設における飲食及び宿泊に要した費用の合計額(実費額)が助成金額に満たない場合は、当該合計額を上限とします。
Q4 要件を満たすための市内飲食店での食事は店舗での食事のみで、市内飲食店や花火大会主催者提供の弁当は対象にはならないでしょうか。また、食事と認められる金額に規定はありますか。	市内飲食店での食事を対象としているため、花火大会会場での弁当は対象となりません。花火大会関連については、大会会場だけではなく、他の観光施設や飲食店もめぐるツアーを組んでいただくことを期待しています。また、1食あたり金額の規定はありませんが、通常のツアーで想定される食事から着しく下回る設定(軽食等)の場合は、対象として認められないことがあります。その場合は、あらかじめ御相談ください。
Q5 必須要件の観光スポット等と選択要件の飲食店等は、重複してカウントしてよいですか。	複数のスポットを周遊して柏崎を満喫していただきたいことから、スポットや飲食店等の重複は不可とします。
Q6 1つの施設で複数の見学・体験(有料含む)を行う場合、必須要件(2か所以上利用)を満たしたことになりますか。	この場合、同スポットのため1か所とカウントします。複数のスポットを周遊して柏崎を満喫していただきたいことから、ご理解くださいますようお願いいたします。
<b>貸切バスの運行に係る助成金について</b>	
Q1 15人に満たないツアーは申請ができませんか。	15人に満たないツアーの企画であっても「ツアー行程に係る助成金」の要件を満たしていれば、ツアー行程に係る助成金の申請、支給は可能です。 ※貸切バスの運行に係る助成金のみ申請はできません。
Q2 要項に「貸切バスの運行に係る助成金」のみの申請はできないとありますが、以下の場合においても「貸切バスの運行に係る助成金」の支給対象にならないでしょうか。 >「ツアー行程に係る助成」の必須要件を満たしているが、選択要件の①～③には該当しないツアーの場合	「貸切バスの運行に係る助成金」のみの支給は原則行いません。必須要件+選択要件のいずれか1つを満たしたツアーであることを条件に、支給対象とさせていただきます。
Q3 ツアーを催行した場合において、当初15人以上の計画で貸切バスの運行に係る助成金を申請したものの、乗車人数が15人に満たなかった場合はどうなりますか。	対象ツアーを実施した場合において、「貸切バスを利用しなかった」又は「貸切バスの乗車人数が15人に満たなかった」場合は、ツアー行程に係る助成金に限り、支給することができます。
Q4 自社(旅行会社)が所有するバスを利用して、ツアーを催行した場合、「貸切バスの運行に関する助成」を受けることはできますか。	「貸切バスの運行に係る助成」は、ツアーに用いる貸切バスの代金が高騰し、ツアー代金の上昇やツアー催行率の低下に繋がっていることに対する支援として実施するものです。自社のバスを用いる場合は、バスや運転手の手配にかかる経費への影響が少ないことから、対象外とさせていただきます。なお、運転手の手配を外部に委託するなど、バスの運行に経費が必要な場合は、御相談ください。
Q5 「貸切バスの運行に係る助成」の要件に「乗車人数が15人以上」とありますが、座席を使用しない乳幼児は、人数に含めることができますか。	座席使用の有無にかかわらず、ツアー参加者の人数が15人以上となるツアーを想定しています。従いまして、ツアー代金のかかかっていない付き添いのお子さんなどは、乗車人数に含めることができません。
<b>申請方法について</b>	
Q1 申請回数に上限はありますか。	申請回数に上限はありません。ただし、旅行実施時期別(4月～8月、9月～12月、1月～3月)で、1事業者につき交付上限額は30万円とします。※1事業者当たり最大90万円/年
Q2 旅行実施時期に応じて受付開始時期が異なりますが、いつまでに申請すればよいですか。	原則、ツアー実施日の14日前までとします。ただし、旅行実施時期別(4月～8月、9月～12月、1月～3月)に予算を設けておりますので、予算に達した時点で受付終了又は一時停止します。
Q3 ツアーを複数企画する場合、計画書を1つにまとめることは可能でしょうか。	同一行程の場合、1つの計画書にまとめることが可能ですが、以下の点に御留意ください。 ・旅行実施時期別(4月～8月、9月～12月、1月～3月)でのみ、計画書をまとめることが可能です。受付開始時期に御注意ください。 ※旅行実施時期別の交付上限額は300,000円です。 ・計画書に記載された全てのツアーの終了(又は中止)後に実績報告を提出していただき、その後助成金を入金することになります。中止となる場合は、中止が確定した時点で速やかに御連絡ください。
Q4 支店別に助成金該当ツアーを企画する場合、支店別に申請は可能ですか。会社としてとりまとめる必要がありますか。	支店別の申請で問題ございません。計画書及び実績報告兼請求書には、社名・支店名ともにわかるように御記載ください。 例)●●株式会社本店営業所、●●株式会社●●店 など
Q5 交付上限額は、30万円×3期(4-8月、9-12月、1-3月)で、最大90万円という認識でよろしいですか。また、この場合の「1事業者」は支店別ではなく、会社全体という認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。